

◆上尾市スクールソーシャルワーカーについて

設置理由

スクールソーシャルワーカーの職務は不登校や引きこもりをはじめとする家庭の問題に対し、家庭訪問等をとおして改善を図ることを目的としている。そのため、専門的な知識や豊富な経験、保護者との信頼関係を構築することが必要となる。そこで、スクールソーシャルワーカーの雇用を複数年継続することで、信頼関係のさらなる構築を図り、継続した支援を行うことで不登校等の改善を図るため。

1 職務及び定数

第2条 スクールソーシャルワーカーは、前条に規定するスクールソーシャルワーカーの設置の目的を達成するために必要な次に掲げる職務を行う。

- (1) 問題を抱える児童及び生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。
- (2) 関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。
- (4) 保護者に対する支援、相談及び情報提供に関すること。
- (5) 児童及び生徒へのカウンセリングに関すること。
- (6) 教職員等に対する研修活動に関すること

第3条 スクールソーシャルワーカーの定数は、2人以内とする。

2 任期

第6条 スクールソーシャルワーカーの任期は、1年とする。ただし、スクールソーシャルワーカーが欠けた場合の補欠のスクールソーシャルワーカーの任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 スクールソーシャルワーカーは、再任されることができる。

3 勤務

- 勤務日数 年間 37日
- 勤務時間 1日あたり6時間